

京都市告示第 7 3 4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号、第6号及び第10号の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護及び重度訪問介護事業者の指定を取り消します。

令和8年3月25日

京都市長 松 井 孝 治

事業者の名称	事業所の名称及び事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
T. R. Y. 株式会社	居宅介護支援くりあ 2610101061	山科区東野中井ノ 上町14-24 ワンネス21 602号室	居宅介護、重度 訪問介護	令和8年 5月25日
T. R. Y. 株式会社	居宅介護支援ゆあさ ぼーと 2614181564	山科区大宅辻脇町 33番6	居宅介護、重度 訪問介護	令和8年 5月25日

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)

(保健福祉局障害保健福祉推進室)